

[事案 25-166] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 26 年 7 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

学資保険の満期金が保険料を割り込むことが分かったが、契約時、そのような説明を受けていないことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 9 月に学資保険を契約したが、平成 25 年 7 月、満期金請求手続の案内によって、満期保険金受取金額が、総支払保険料を 49 万円弱下回る結果となることが分かった。

以下の理由により納得できないので、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、元本割れする可能性があることの説明は、募集人から一切受けなかった。平成 8 年頃にその説明を受けていれば、本契約を継続するか否かの選択をすることができたが、その選択も叶わなかった。
- (2) 主契約における育英年金部分の保険料が明示されていれば、これを控除した金額が元金であると分かったが、明示されていないために、主契約の保険料全額が元金と認識せざるをえず、主契約の保険料全額が満期時に支払われるものと考えざるを得なかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 配当金や、自動据え置きとなる学資金が所定の利率で積み立てられる金額につき、保障設計書では変動するもので約束した金額でないことを説明している。
- (2) 保険契約は預金の預け入れとは異なるので、元本割れといった考え方は正当ではない。本契約は、学資金や満期保険金だけの保障ではなく、保険契約者に万一の場合の育英年金や保険料払込免除の保障にも保険料が使用されている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の 3 点により、説明義務違反にもとづく損害賠償請求（民法 709 条）を求めているものと判断する。

- (1) 育英年金部分に充当するための保険料の説明がなかったことにより、積立部分（元金）が正確に認識できなかったこと（主張①）。
- (2) 満期受取金が支払保険料を割りこむ可能性があることの説明がなかったこと（主張②）。
- (3) 配当金が 0 円になり、今後も配当金が無い状態が継続する可能性が高いことが明らかとなった平成 8 年頃に、そのことの案内を受けていれば、今後本契約を継続するか否かの選択をすることができたが、その案内を受けなかったため、その選択も叶わなかったこと（主張③）。

2. 説明義務違反について

- (1) 説明義務とは、契約締結にあたり、一般人において契約締結意思を決定するうえにおいて

重要な事実を告げなければならないことを意味するが、この説明は必ずしも口頭でなされる必要はなく、内容によっては文書でなされれば足りる。

(2) 主張①について

本契約は、子供の養育者を契約者とし、契約者が死亡したり高度障害に陥った場合の子供の養育資金を保障し、併せて、積立金を引き当てに一定の期間ごとに学資金や満期保険金を支払うものである。したがって、育英年金の給付は主契約の一部であり、当該主契約の保険料を説明する必要はあっても、さらにその内訳の育英資金相当部分に該当する保険料までを明示すべき義務は保険会社にはないので、主張①は認められない。

(3) 主張②について

生命保険は多くの者から少額の保険料を集め、これを原資として被保険者に万が一の事故があった場合に多額の保障を行うものであるから、支払保険料が満期時に全額返還される性質のものではない。したがって、保険料を運用して利益を生じさせる観念はなく、元金割れも想定されていないので、元金割れに関する説明義務もないので、主張②は認められない。

なお、設計書には予想受取金額が記載され、その合計額は支払保険料合計額を上回るため、一見、支払保険料額以上の金額が満期時に受け取れるようにも見えるが、この他、配当金や据置金利は変動すること等が明記されているので、これらの記載を見れば、満期時の受取金額が変動し、総支払保険料に満たない可能性が存在することは容易に認識できる。この点からも説明義務違反とはならない。

(4) 主張③について

投資性のない本契約において、配当の見通しまで説明する義務は一般には認められず、保険会社は毎年配当金の額を契約者に通知しているので、保険会社の義務は果たされているというべきである。また、景気判断や配当金の今後の推移による契約継続の可否の判断は、契約者の責任とリスクにおいてなされるべきものである。